

- 乳幼児用玩具には、使用年齢基準に沿った対象年齢を定める必要がある。

<使用年齢基準（技術基準省令別表第1の2）>

一 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること。

- 子供の**身体的・精神的発達**の程度、**興味・関心**の程度及び**行動様式**に応じて製品の**対象年齢**が適切に設定されていること。
- 対象年齢に関するガイドラインとして、ISO/TR8124-8:2024, N°11 GUIDANCE DOCUMENT ON TOYS INTENDED FOR CHILDREN UNDER 36 MONTHS OF AGE OR OF 36 MONTHS AND OVER 又は ASTM F963-23Annex A1などがあり、これらに沿って対象年齢を設定している場合は、事業者は合理的な根拠に基づくものと説明することができる。

二 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと。

- **広告（製品の容器包装における表示を含む。紙、電子等の媒体は問わない。）**から一般消費者が通常、認識し、又は推定する製品の**対象年齢**と、製品の**対象年齢**に**矛盾が生じない**ことをいう。
（例）製品の容器包装に、当該製品で遊んでいる赤ちゃんの写真が掲載されているにもかかわらず、当該製品の対象年齢を3歳以上などとして販売している場合。3歳未満から使用できることを説明書に明記している場合。

三 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと。

- 製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の対象年齢の最低年齢が、**機能、寸法その他の特徴が類似する他の製品に設定された対象年齢の最低年齢を上回らない**ことをいう。
（例）類似製品が複数事業者から販売されているが、ある事業者のみ著しく高い対象年齢を設定している場合。

四 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の**機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らない**こと。

- 製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の対象年齢の最低年齢が、特別な知識等を必要とすることなく、**一般消費者が、自らの経験を踏まえ、当該製品の機能、寸法その他の特徴から、容易に推測できる製品の対象年齢の最低年齢を上回らない**ことをいう。